

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等 ① 飲むっちゃや喰うっちゃスタンプラリー 平成 20 年度に実施した、チケットを片手に飲食店をはしごする取り組みで、多くの方が利用し回遊性の向上が図られた。これは、食彩通りの沿道空き店舗やその周辺の既存店舗との連携により、「石巻」ならではの食材を使った、新鮮で安心できるメニュー、商品を提供する飲食店の集積の促進に関連する取り組みである。	
[2] 都市計画との調和等	
(1) 都市計画マスタープラン <div data-bbox="183 775 1406 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>第 5 章 都市計画マスタープランの基本方針（抜粋）</p><p>4. 将来都市構造</p><p>(1) まちの拠点</p><p>① 都市核拠点</p><p>石巻駅周辺の既成市街地は、まちの都市核拠点と位置づけ、商業機能や行政サービス機能、業務機能だけではなく、居住機能の再生や多くの人が集まる多様で楽しめる機能を集積し、石巻市の顔として活性化を目指します。</p><p>(2) まちの土地利用</p><p>① 都市づくりゾーン</p><p>石巻地域及び河南地域、河北地域の一部については、コンパクトな都市づくりを推進するゾーンと位置づけ、良好な都市環境の形成を目指します。</p></div>	
[3] その他の事項	
(1) 宮城県との連携について 本市では、基本計画を策定するにあたり、「中心市街地活性化協議会」を設置しているが、その中で、宮城県東部地方振興事務所及び東部土木事務所からオブザーバーとして参加いただいている。	